

平成 18 年度業務報告

平成 18 年度の事業につきましては、平成 18 年度事業計画にもとづき、次のとおり実施しましたのでご報告いたします。

会員数は別表 1 のとおり平成 19 年 3 月 7 日現在、正員 71,432 名、家族会員 2,905 名、准員 3,948 名の合計 78,285 名で、全体の会員数としては昨年と比べ約 3.5% の減少ですが、その率は次第に圧縮してきています。

JARL では、平成 19 年 10 月に開催される世界無線通信会議(WRC-07)において、4 ~ 10 MHz 帯分配の見直しや長波帯でのアマチュア業務への二次分配など、アマチュアバンド拡充に向けて努力しました。

また、JARL が実施した事業は、全体的な各種活動に加え、地方本部と各支部がおこなう活動を通じ、地域に密着した行事や地方公共団体への協力・支援などの事業、社会的な貢献活動にも積極的に実施しました。

大規模災害や人命救助などに必要なアマチュア無線を利用した非常時の情報伝達に関しては、県や市町村などの地方公共団体と密接な連携が図れるよう態勢整備をすすめました。

このほか、電波環境の維持やアマチュア無線の権益の確保など、JARL が今後とも安定した事業運営がおこなえるよう、時代に即した施策や諸活動を積極的に推進いたしました。

1. アマチュアバンドの拡充と防衛

- (1) 国際電気通信連合 (ITU) の第 3 地域に割り当てられている範囲において、1.9 MHz 帯、3.5MHz 帯などが国際的に共通した周波数の割り当てとなるよう、また、WRC-07 の際に 135 kHz 帯および 7,200 ~ 7,300kHz の周波数がアマチュア無線用として追加されるよう関係機関に要望しました。
- (2) アマチュア業務およびアマチュア衛星業務を所管する ITU 無線通信部門 (ITU-R) の第 8 研究委員会 (SG8) 関連会合が、平成 18 年 9 月に開催されました。また、会議準備会合 (CPM07-2) が平成 19 年 2 月から 3 月にかけてスイス・ジュネーブで開催され、政府代表団の一員としてそれぞれ職員 1 名を派遣し、長波帯 (135kHz 帯) などの周波数の拡充に努力しました。
- (3) WRC-07 にむけたアジア太平洋通信共同体 (APT) の第 4 回準備会合 (APG2007-4) が、平成 19 年 1 月にタイ・バンコクで開催され、政府代表団の一員として職員 1 名を派遣し、周波数の拡充に努力しました。
- (4) 高速電力線搬送通信 (PLC) について、平成 17 年に開催された「高速電力線搬送通信に関する研究会」が終了し、引き続いて平成 18 年 1 月から 6 月まで情報通信審議会 情報技術分科会 CISPR 委員会で検討されました。具体的な検討

は、同 CISPR 委員会のもとに高速電力線搬送通信設備小委員会が設置され、JARL はその構成員として参画し、CISPR 委員会の公聴会で意見を述べるなど、PLC からの漏えい電波の低減について努力しました。

また、同年 8 月に開催された電波監理審議会の意見の聴取においても、これまでの経過を踏まえて「障害の除去について十分配慮するよう」意見を述べるなど積極的に対応してきました。

UHF 帯を使用した電子タグ(RF-ID)については、430MHz 帯アマチュア無線との共用検討をおこないました。そのほか、超広帯域通信方式(UWB)の会議にも出席し、情報の収集とその対応について検討をおこなうなど、これらの電磁環境問題に積極的に対応してきました。

2. アマチュア無線制度の改善

アマチュア無線制度の改善として、次の事項を関係官庁に要望しました。

- (1) アマチュア業務に関する規制緩和に関しては、免許の有効期限の変更、工事設計書の大幅な簡略化、無線従事者免許証に関する改善(交付までの期間短縮ほか)、アマチュアバンドの拡大、電波環境のクリーン化、外国籍の者の免許期間の見直し、相互運用の促進、包括免許制度の導入などについての要望をしました。

この結果、総務省において各規則の改正案として、意見募集のパブリックコメントが出され、電波法施行規則関係では、「永住権を有しない外国人が開設するアマチュア局の免許の有効期間に関するもの、許可を要しない工事設計の変更に関するもの」、無線局免許手続規則関係では、「再免許申請の様式に関するもの、申請時の記載事項の省略に関するもの」、無線従事者規則関係では、「無線従事者免許申請書の様式見直しに関するもの」などの意見募集がおこなわれました。

- (2) HF 帯のアマチュアバンドに侵入する海外の局からの侵入電波の排除をはじめ、PLC、UWB、RF-ID などからアマチュアバンドに混信などの妨害を与えることがないように措置を要請し、V/UHF 帯のアマチュアバンドに出没する違法・不法局の取締り強化についても要請しました。
- (3) 総務省告示「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」に関し、周波数のより一層の有効利用、今後のインターネットなどの公衆網接続、デジタル通信への対応などについての要望をしました。

3. 国際協力の推進

- (1) 平成 18 年 8 月にインドのバンガロールで第 13 回 IARU 第 3 地域総会が開催され、JARL 会長を団長とする代表団を派遣し、会議の成果が得られるよう努力しました。
- (2) 平成 18 年 6 月にフィンランド・タンペレで開催された第 2 回世界アマチュア無線非常通信会議に職員 1 名を派遣し、日本の非常通信態勢を紹介しました。

- (3) 平成 18 年 9 月、第 13 回 ARDF 世界選手権大会がブルガリアのプリモスコで 30 カ国から 340 名を越える選手ほかが集まり開催されました。期間中日本から派遣した 24 名の選手をまじえ、国際交流が促進されました。
- (4) ハムフェア 2006 に例年どおり ARRL(米国の連盟)の職員の参加を求め、DXCC 申請受付の協力を得ました。
- (5) IARU 第 3 地域事務局を引き続き JARL 事務局内に設置し支援したほか、平成 18 年 12 月に東京で開催された同地域理事会進行の支援をおこないました。
- (6) IARU 第 3 地域に対し、引き続き STARS (アマチュア無線発展途上国の支援) タスクフォースの援助をおこないました。
- (7) IARU 第 3 地域に対し、引き続き侵入電波監視報告をおこないました。
- (8) IARU の国際ビーコン・プロジェクトを継続しておこないました。
- (9) その他、来日した外国アマチュア無線団体首脳および関係者と意見交換をおこない、友好を深めました。

4. アマチュア無線活動の推進と周知・啓発

- (1) JARL 改革委員会からの答申および支部長連絡会での意見を踏まえて、学校クラブの構成員の緩和および特殊クラブの「専門クラブ」への名称変更など、クラブ規程を改正し、支部および登録クラブの活性化を図りました。
- (2) 各支部において、上級資格の国家試験受験のための指導講習会のほか、アマチュア無線に関する各種講習会、研究会などを開催しました。
- (3) モールス電信技能認定を平成 18 年 8 月のハムフェア 2006 会場(東京ビッグサイト)および平成 19 年 2 月に連盟事務局で実施しました。認定数と免状交付枚数は別表 2 のとおりです。
- (4) コンテストを別表 3 のとおり 7 種類を実施したほか、地方本部や支部主催によるコンテストも多数実施しました。また、ドナー制度による楯およびコンテスト・アワードを発行しました。
- (5) 情報通信の普及・振興をはかることを目的とした「情報通信月間」の行事に協賛して「第 14 回テレコム QS0 パーティー」を実施するなどしました。
- (6) アワード発行については、別表 4 のとおり、国内アマチュア局 1,481 枚、SWL36 枚、海外アマチュア局 112 枚の合計 1,629 枚を発行したほか、WAC アワードの代行申請を 70 件おこないました。JARL アワードマスターは、22 件の認定証を発行しました。また、平成 19 年 3 月から、新たに JCC アワードマスターランキングを開始、登録数は 43 局になりました。なお、DXCC は、ハムフェア 2006、関西アマチュア無線フェスティバルおよびハムの祭典(愛知県支部)でのフィールドチェックを含め 400 件の申請を受け付けました。
- (7) レピータ局およびビーコン局を別表 5 のとおり開設・運用しました。
- (8) 特別局・特別記念局を別表 6 のとおり開設し運用しました。
- (9) ハムフェア 2006 は、平成 18 年 8 月 19・20 日の 2 日間、東京・有明の「東京ビッグサイト西 2 ホール」で、「ハムフェア楽しさ見つけて 30 年」をキャッチフ

レースに開催されました。来場者は延べ 29,000 人にのぼり、たいへん賑わいました。

主な催事としては、楽しい実験を通して電波を知る「電気の散歩道」、ハムフェア 30 回記念展示、技術シンポジウム、モールス電信技能認定などをおこないました。また、クラブやビジネス団体の展示や販売をはじめ、特別記念局 8J1A の運用や工作教室、イベントコーナー、DXCC デスク、JARL デスクなどのコーナーを設置しました。

また、イベントコーナーの中では、「あつまれ！ヤングハム」スピーチコンテスト、アマチュア無線落語、南極昭和基地からの初めてのアマチュア無線運用の講演会など、多数の催しを開催しました。

(10) ARDF 競技については、平成 18 年 10 月 15 日静岡県富士市で「2006 全日本 ARDF 競技大会」を開催し、168 名の参加がありました。なお、14 日にはエキシビジョン競技として 3.5MHz 帯競技を実施しました。また、地方 ARDF 競技大会については、別表 7 のとおり開催しました。

(11) 技術関係

PLC や RF-ID、UWB などの電波環境問題について、引き続き積極的な対応をはかりました。

D-STAR レピータ局(アシスト局を含む)の公募を前年度に引き続きおこない、関東、東海、関西、四国、九州、北陸、信越地方本部区域内に合計 15 局(昨年と同数)開設・増設をしました。また、ユーザー局の管理サーバーへの登録と IP 付与をおこないました。

5. 会員の増強と会員サービスの改善

(1) 会員サービスの充実

会員専用の特別なカードとして平成 12 年 8 月から発行している JARL カードは、平成 19 年 3 月末現在の発行枚数は 11,757 枚となりました。

アンテナ第三者賠償責任保険は、平成 18 年の加入者より約 19%多い 4,912 人の会員の加入で、平成 19 年 1 月より保険期間がスタートしています。

また、ホテル宿泊割引制度、パッケージ旅行割引制度、海外格安航空券の割引制度などの会員特典の充実に努めました。

会員への有益な情報をいち早く伝達するため、JARL Web のコンテンツの逐次更新に努めました。また、会員専用ページの利用登録者数は、平成 19 年 3 月末現在 29,087 件となりました。

個人の正員と家族会員が「コールサイン@jarl.com」で利用している Eメール転送サービス利用者数は、平成 19 年 3 月末現在 21,148 件となりました。

(2) 会員の増強

平成 18 年度会員増強キャンペーンを平成 18 年 11 月から 12 月末までの 2 か月間実施し、期間中 505 名が入会しました。

ハムフェア 2006 会場において入会キャンペーンをおこない、129 名が入会

しました。

QSL ビューローに到着した QSL カードのうち、一定枚数以上の QSL カードが交信相手から届いているにもかかわらず、JARL に入会されていない方 132 名を対象に入会案内を送付した結果、24 名の入会がありました。

平成 18 年度の(財)日本無線協会本部で開催された第 3 級・第 4 級国試開催日程にあわせて、第 4 級の受験終了者を対象に連盟パンフレットなどを配布し、入会促進活動をおこないました。

会員の増加をはかるため、(財)日本無線協会、(財)日本アマチュア無線振興協会(JARD)、日本アマチュア無線機器工業会(JAIA)と協力してアマチュア無線の普及に努めました。

(3) QSL・SWL カードの転送

QSL・SWL カードの取扱処理枚数は別表 8 のとおり、国内外合わせて月平均約 100 万枚を取り扱いました。

(4) 広報活動

JARL NEWS は年 4 回の季刊発行化とともに冊子中央にカラー 16 ページを新たに設け、最新情報や技術情報の提供をおこないました。また、点字 JARL NEWS などを発行し、配布しました。

CQ 出版社の協力で、毎月発行されている CQ ham radio 誌のうち巻末 16 ページを「FROM JARL」として最新情報、地方本部・支部事業の情報を掲載し、JARL NEWS の補完として情報提供に努力しました。

電子情報サービスは、次のとおりおこないました。

(a) インターネットの JARL Web により、迅速な情報の提供および結果報告などを積極的におこないました。

(b) JARL メールマガジンを毎月 2 回配信し、最新情報の提供をおこないました。なお、当初、Eメール転送サービスの登録者を配信対象としていましたが、Eメール転送サービス登録者以外で、「JARL メールマガジン」を希望する会員の方に配信登録ができるようにしました。なお、メールマガジンの配信数は、平成 19 年 3 月末現在、21,052 件となっています。

無線従事者免許証を受け取ったばかりの方々のために、アマチュア無線の楽しみ方や、コールサインを得るための開局申請手続きなどを分かりやすく説明したビギナー向け案内書「スタート! ハムライフ」(小冊子)およびアマチュア無線入門者向けのパンフレット「楽しいアマチュア無線の世界」を地方本部、支部などのイベントなどで配布しました。

新潟市で開催された「地域 ICT 未来フェスタ 2006 in 新潟」会場で D-STAR レピータ局を臨時開設し、D-STAR システムの広報をおこないました。

6. 組織および事業運営の合理化の推進

(1) 公益法人改革に向けての検討

平成 18 年 6 月に公益法人改革に関する三つの法律が公布されたことに伴い、

JARL では公益法人改革の経緯を始め法律案の内容、法律として施行された場合の JARL への影響、公益法人の認定を受けようとした場合の定款変更や体制整備をしなければならない事項などの検討をおこないました。

その結果、JARL の組織として慎重な検討を早急に開始する必要があると判断し、平成 18 年 7 月に開催された第 488 回理事会において、「公益法人改革検討ワーキンググループ(以下 WG)」を設置しました。WG では、同年 8 月に第 1 回会合を開催して以来、毎月会合を重ね、検討状況を理事会に報告しながら、公益法人の認定を受けるために必要な種々の事項の検討を重ねました。

- (2) JARL の財政改善をはかるため、JARL NEWS は経費合理化をすすめ、QSL カードの転送については、前年度に引き続いて、ゆうメール便を利用して転送経費の効率化に努めました。

7. 電波環境のクリーン化

- (1) 侵入電波の排除、違法・不法局の取り締まりなどの電波環境のクリーン化の要望やアマチュア局からの電波障害対策相談への対応をおこなったほか、引き続き JARL Web に「電波障害の原因とその対策」を掲載しました。
- (2) アマチュア局が原因で障害を受けている一般の方々からの電波障害対策への対応をおこないました。
- (3) ガイダンス局(特別業務の局)により、使用区別を逸脱(レピータ、衛星周波数を含む)している局、コールサインの送出が全くない局および業務通信をおこなっている局に対して、注意を喚起する電波による広報をおこなうとともに、小型・軽量のガイダンス局の設備の拡充を図りました。
- (4) アマチュア局の運用指導、電波障害防止対策の指導などを実施しました。
- (5) 160m バンドなど HF ローバンドの侵入電波については、会員からの情報提供の協力を得て、総務省、IARU などの関係機関に報告あるいは対応を要請しました。
- (6) JARL Web に総務省の各地方総合通信局による不法局・違法局の取締り状況を掲載しました。

8. アマチュア衛星など宇宙通信の促進

- (1) 「ふじ 3 号(F0-29)」、「ふじ 2 号(F0-20)」の機能の調整をおこなうとともに、全世界のアマチュア無線家が利用できるよう管理運用をおこないました。
- (2) KDDI 社の茨城衛星通信センターの運用終了にあたり、同センターのカセグレン・アンテナを利用した EME(月面反射)通信実験が、平成 19 年 2 月から 3 月にかけて実施されました。運用は国内の EME 愛好家を中心となり、JARL は特別局 8N1EME を開設して実験への協力をおこないました。

9. 非常災害時への態勢整備

非常災害の発生に備えて、430MHz 帯 FM レピータ装置、アンテナ、可搬型発電

機各 2 セットや各種防災用品などを保有しました。

また、阪神淡路大震災後に策定された「非常通信に関する基本方針ならびに非常通信実施要領」にもとづき、各地方自治体と JARL 各支部などとの災害協定締結を積極的に推進するとともに、「アマチュア局の非常通信マニュアル」を引き続き周知しました。

10. 関連団体との連携

アマチュア無線の育成や正しい運用について JARD と協力して周知、啓発などの推進をはかりました。また、日本無線協会、JARD、JAIA の協力を得て、ビギナー向け小冊子「スタート！ハムライフ」の配布をおこないました。

11. 身体障害者に対する援助・協力

身体障害者のアマチュア無線活動を充実したものとするため、点字 JARL NEWS を発行してアマチュア無線関連情報の周知に努めました。また、身体障害者の団体が開設している社団局に対して助成金を交付し、援助活動をおこないました。

12. 青少年のアマチュア無線活動への周知・支援

- (1) 青少年育成委員会より「青少年へのアマチュア無線の周知・啓発および青少年アマチュア無線家の活性化の具体策」についての答申がなされ、今後の青少年対策を検討しました。
- (2) 青少年がアマチュア無線の楽しさや宇宙開発、通信技術への興味をかきたてる貴重な体験に触れるため、昨年に引き続き、ARISS スクールコンタクトを推進し、国際宇宙ステーション内のアマチュア局と交信がおこなわれました。
- (3) 次世代にアマチュア無線を継承する青少年(18 歳未満の正員または准員)の新規入会者および既存会員に対する助成をおこない、平成 18 年度は入会 59 人、継続 8 人の申請を受け付けました。

13. そのほか

- (1) 理事会、評議員会をはじめ各種委員会などを、別表 9 のとおり開催しました。
- (2) 刊行物事業については、アマチュア無線関係の申請書類などを頒布するとともに、ARRL DXCC リストの代理頒布をおこないました。
- (3) 諸行事における救急体制として、施設などの管理者に対して配備が求められている AED(自動体外式除細動器)については、多数の来場者が見込まれる行事や ARDF 競技大会での人命救助を目的として、JARL として配備し態勢を整えました。